

助産制度の案内

この制度は、児童福祉法に基づくもので、生活保護世帯等の経済的理由により入院助産が困難な場合、指定の助産施設（病院）で出産できるものです。

※ この制度の利用にあたっては、出産前に相談・申請が必要になります。
必ず制度利用前に担当課窓口で事前に相談を受けてください。

1. 申し込みに必要な書類

※ 制度の利用ができない場合もあります。事前相談後に取得するようにしてください。

（*事前相談以後、妊娠 29 週目以降に手続きをしていただきます。）

- ① 助産施設入所申込書（子育て給付課にあります。）
- ② マイナンバーのわかるもの
- ③ 母子健康手帳
- ④ 休日夜間受診票または健康保険証
- ⑤ 生活保護受給証明書（妊娠 29 週直近のものをご用意ください。）
- ⑥ その他市が指定する書類

2. 助産施設

- ① 豊中市内・・・市立豊中病院
- ② 豊中市外・・・箕面・池田・大阪市等の市立病院、済生会中津病院、済生会吹田病院 など

※既往症などの種類によっては、希望助産施設が対応できない場合があります。
事前に各病院にご確認のうえお申し込みください。

3. 自己負担

新生児用紙おむつ代、出生届事務手数料等の実費負担があります。

4. その他

- ・申し込み内容（住所、病院等）に変更があった場合には下記までご連絡ください。
- ・助産制度利用の場合は、出産一時金の医療機関等への直接支払いはできません。

連絡先

豊中市 こども未来部
子育て給付課 家庭給付係
豊中市中桜塚 3-1-1

☎ 06 (6858) 2767